

海外転出される

かたへ

今後の手続きをご確認ください

- 帰国後に再び佐倉市に住民登録の手続き(転入届)を行う場合は、入国日の確認のために**帰国したかた全員分のパスポート**が必要となります。

◇ なお、帰国時に自動化ゲートをご利用される場合は帰国日の確認のため、ゲート通過時に係員にスタンプを押してもらるか、航空チケットの半券をお持ちください。

◇ 佐倉市以外へ転入を行う場合は、新住所地へ事前にお問い合わせください。



対象となるかた	佐倉市での手続き	担当課の連絡先	再び佐倉市に転入した場合の手続き
印鑑登録をしているかた	印鑑登録証をご返却いただくか、ご自身で破棄してください ○転出(予定)日をもって登録が無くなります	市民課 (住民記録班) ☎ 043-484-6121	必要な場合は、新たに印鑑登録の手続きをしてください
住民基本台帳カードをお持ちのかた	住民基本台帳カードをご返却ください ○海外転出の届出によりカードは失効します		新規発行はできません。マイナンバーカードの交付申請を検討してください
(マイナンバー関連) マイナンバーカードをお持ちのかた	マイナンバーカードをご持参ください 一定の条件を満たす場合、継続利用手続きが可能です 詳しくは別紙をご覧ください	市民課 (管理班) ☎ 043-484-6122	継続利用手続き済みのマイナンバーカードをお持ちの場合、再度継続利用手続きが可能です お持ちでない場合帰国後、住民登録をする際に必要であれば再度マイナンバーカード交付申請をしてください
国民年金の加入者	任意加入するかどうかの意思確認が必要です (申し出が無い場合は資格喪失します)	市民課 (国民年金班) ☎ 043-484-6126	転入した日から強制加入となります (基礎年金番号がわかるものをお持ちください)
国民健康保険加入者	保険証をご返却ください ○転出(予定)日まで保険証はご使用いただけます ※保険税については担当課へお問い合わせください	健康保険課 (資格課税班) ☎ 043-484-6125	新たに加入の手続きが必要となります
後期高齢者医療加入者	保険証をご返却ください ○転出(予定)日まで保険証はご使用いただけます ※保険料については担当課へお問い合わせください	健康保険課 (高齢者医療班) ☎ 043-484-6136	新たに加入の手続きが必要となります
介護保険加入者	保険証をご返却ください ○転出(予定)日まで保険証はご使用いただけます ※保険料については担当課へお問い合わせください	介護保険課(介護資格保険料班) ☎ 043-484-6187	介護サービスを利用する場合に限り、新たに要介護認定申請が必要となります
市立小・中学校の児童・生徒	退学手続きが必要となります ※詳しくは担当課へお問い合わせください	学務課 ☎ 043-484-6186	編入学手続きが必要となります ※詳しくは担当課へお問い合わせください

対象となるかた	佐倉市での手続き	担当課の連絡先	再び佐倉市に転入した場合の手続き
児童手当の受給者	受給事由消滅届の提出が必要となります ※詳しくは担当課へお問い合わせください	こども家庭課 ☎ 043-484-6140	新たに手続きが必要となります (帰国日から 15 日以内にお願ひします)
子ども医療費助成受給券をお持ちのかた	子ども医療費助成受給券をご返却ください ○転出日をもって資格が無くなります		新たに手続きが必要となります
児童扶養手当の受給者	資格喪失届の提出が必要となります		新たに手続きが必要となります
ひとり親家庭医療費助成受給券をお持ちのかた	ひとり親家庭医療費助成券をご返却ください ○転出日をもって資格が無くなります		新たに手続きが必要となります
国内所得を有するかた(給与・年金など)	納税管理人の設定の届出が必要となる場合があります ※詳しくは担当課へお問い合わせください	市民税課(市民税班) ☎ 043-484-6115	(転出時に納税管理人の届出をした場合) 納税管理人の廃止の届出が必要となります
原動機付自転車、軽自動車等の所有者	(1)原付、小型特殊自動車 廃車手続き・名義変更等が必要となる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください (2)125cc を超える二輪 千葉運輸支局(☎050-5540-2022)にお問い合わせください。 (3)軽三輪、軽四輪 軽自動車検査協会千葉事務所(☎050-3816-3114)にお問い合わせください。 ※原動機付自転車、軽自動車等を所有し続ける場合には、軽自動車税関係書類の送付先の変更手続きが必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください	市民税課(税制班) ☎ 043-484-6223	原付等を所有している場合は登録手続きが必要となります ※詳しくは担当課へお問い合わせください 軽三輪・軽四輪を所有している場合、佐倉警察署に軽自動車保管場所の届出が必要です。手続きについては千葉県警察のホームページや佐倉警察署(☎043-484-0110)にご確認ください
佐倉市内に固定資産をお持ちのかた	納税管理人の設定の届出が必要となります ※詳しくは担当課へお問い合わせください	資産税課(資産課税班) ☎ 043-484-6216	(転出時に納税管理人の届出をした場合) 納税管理人の廃止の届出が必要となります
未納となっている税がある方	納税相談が必要となります ※詳しくは担当課へお問い合わせください	債権管理課(徴収班) ☎ 043-484-6118	未納がある場合は、納税相談をしてください
上下水道使用者	上下水道使用中止(閉栓)の届出が必要となります 転出日が決まった段階でお問い合わせください	上下水道お客様センター ☎ 043-486-1555	上下水道を使用する場合は開始(開栓)の届出が必要になります